

# 転出届(郵送届出)

宛先 板橋区長	記入日	令和・西暦 年月日	
届出人氏名	(転出される届出人が自署してください。なお、代理人や別世帯の方からの届出はできません。)		
電話番号	(昼間ご連絡できる番号をご記入ください)		
旧住所	板橋区		
旧世帯主	世帯主氏名		
新住所 ※国外に転出する場合は、国名のみご記入ください。	都道府県	市区町村	
転出年月日	令和・西暦 年月日 転出		
転出される人數	人		
転出される方全員の氏名・生年月日 ※6人を超える場合は、欄外に追記下さい	1 氏名： 生年 T・S 西暦 年月日 H・R	2 氏名： 生年 T・S 西暦 年月日 H・R	
	3 氏名： 生年 T・S 西暦 年月日 H・R	4 氏名： 生年 T・S 西暦 年月日 H・R	
	5 氏名： 生年 T・S 西暦 年月日 H・R	6 氏名： 生年 T・S 西暦 年月日 H・R	
	【世帯主変更】世帯主が転出し、かつ板橋区に残る人がいる場合は、新しい世帯主の方を決めて記入してください→		板橋区での新世帯主 氏名：
	上記のとおり、届出します。		
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用して、転出を希望する場合は、右記の「特例希望する」に○してください。		特例希望する
※適用条件に該当しない場合（転出日から14日以上経過している、有効なマイナンバーカードを保有していない等は、通常の転出手続きにて処理します。適用条件については、板橋区のホームページ「転入届（板橋区外から板橋区に転入した方）」の「マイナンバーカードをお持ちの方」をご確認ください。			
※国外への転出届をされる日本国籍の方へ 有効なマイナンバーカードをお持ちの場合は、別途窓口にてマイナンバーカードの国外継続手続きが必要となります。 ただし、手続き可能な期間は「転出処理完了後から転出予定日の前日まで」となります。詳しくは板橋区のホームページ「マイナンバーカードの国外継続利用【国外転出者向け】」をご覧ください。			
転出証明書 再交付希望の場合は、下部の該当理由に○をしてください。 再交付希望の理由【 紛失 ・ 汚損 ・ 破損 ・ 特例→通常 ・ その他 ( ) 】			

事務処理欄
転出 全・一 回国 回・封 介印 回・封 年回・処

## 【本人確認資料】

### 1点確認資料

- 運転免許証 パスポート マイナンバーカード(顔写真付) 在留カード  
住民基本台帳カード(顔写真付) その他の身分証明書( )

### 2点確認資料

- 健康保険証 資格確認書 介護保険証 年金手帳 その他( )

受付

R6.12.2改訂